

平成27年度

適正化事業
事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

平成 27 年度 適正化事業 事業報告

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

概 要

タクシー業務適正化特別措置法の一部改正に伴い平成 27 年 10 月からタクシー運転者登録制度が全国で実施されることとなりました。また、改正タクシー特措法による特定地域への指定等、タクシー事業を取り巻く環境は大きく変わることとなります。

景気は緩やかな回復基調が続いているように見られますが、個人消費は横ばい状態にありタクシー需要の増加は感じられず、タクシー業界は厳しい経営状況が続いています。

業界ではUD（ユニバーサルデザイン）タクシー導入を推進すべく、ユニバーサルドライバーの研修を続けています。また、業界のイメージアップを図るために動画サイトでの動画の配信を計画するなど、新たな取り組みを始めています。

当センターでは、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け外国人の利用者の増加を見込み、「外国人旅客接客研修」を試行的に実施しました。また、利用者の選択性の向上を促進すべく、法人タクシー事業者の評価制度による事業者の評価を行うとともに、羽田空港国際線タクシー乗り場を優良タクシー乗り場として設置し運用を開始しました。

公正中立な立場からタクシー業務の適正化と公共交通機関としての輸送の安全及び利用者の利便の確保に努め、平成 27 年度の各業務を次の通り遂行しました。

指導関係業務においては、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導、道路運送法に違反する行為の防止と是正のための街頭指導を実施し、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺での客待ち待機など、規制に係る違反に対し是正指導を実施するとともに、タクシー乗り場及び待機場内における運転者のマナーや資質の向上に努めました。また、利用者及び歩行者の安全確保に努めました。

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情、要望等を受付け、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知して改善を求め、違法行為の防止及び是正指導を行うなど、迅速、適切な処理に努めました。さらに繁華街、主要駅におけるタクシーによる通行妨害等の交通問題に対し、関係機関からの排除要請には、指導員と連携し対応しました。

遺失物関係業務においては、タクシー利用者からの受付けと事業者からの報告とを照合し、発見に努め、サービス向上及び利便の確保に努めました。

研修関係業務においては、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき適正化研修を実施しました。また、外部講師を招いて、「外国人旅客接客研修」を試行的に実施しました。

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組むとともに、安全確保のためタクシー乗り場施設の保守点検を実施し、維持管理に努めました。

総務関係業務においては、適正化事業の円滑な運営を図るとともに、タクシー事業者やタクシー利用者への業務内容の周知及び情報提供に努めました。

適正化事業実施機関として適切な人員を配置し、適正な予算の執行に努めました。

《 指導関係業務 》

指導関係業務においては、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導や、指定地域内において指導車による指導員の広範囲な巡回により、運送の引き受けの拒絶等、道路運送法に違反する行為の防止と是正を図るため街頭指導を実施した。

また、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺や路上に客待ち待機する等、タクシーに起因する様々な問題の解決のため、規制に係る違反に対し是正指導を実施するとともに、状況に応じて指導員を効率的に配置し利用者、歩行者のための交通安全業務に努めた。

関係機関及び地域住民からの苦情等、緊急要請にも対応した街頭指導を実施し、さらに各地区における法人・個人事業者を招集し、各事業者の協力による街頭指導を実施する等問題解決を図った。

タクシー乗り場及び待機場内における喫煙、ゴミのポイ捨て、立ち小便等、運転者のマナー・資質向上に努めた。

羽田空港については、定期的な指導員の巡回によりタクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程等に基づき、規制に係る違反防止に努めた。

また、羽田空港内すべてのタクシー乗り場が定額運賃専用乗り場になったことに伴い、事業者及び運転者への更なる周知徹底を図り、利用客への利便向上に努めた。

1. 街頭指導会議

街頭指導会議は神奈川運輸支局長を議長として4回開催、街頭指導における各地区の指導状況や実態の報告、苦情等タクシーに起因する様々な問題を提議、さらに毎月の指導計画を提案し、審議結果が効果的に反映されるよう、法人・個人業界に趣旨徹底を図った。

また、違法付け待ち禁止規制地区の改廃に関する協議のため、小委員会を開催した。

平成27年度 街頭指導会議 4回 開催

第1回 平成27年 6月18日(木)

- 議 題
- ① 平成26年度指導結果報告および状況について
 - ② 3月度、4月度、5月度の指導計画による実施結果と概要について
 - ③ 課題地区の概要について
 - ④ 苦情事案に係る対応方について
 - ⑤ 7月度、8月度、9月度の指導計画(案)について

第2回 平成27年 9月18日(金)

- 議 題
- ① 6月度、7月度、8月度の指導計画による実施結果と概要について
 - ② 課題地区の概要について
 - ③ 違法付け待ち行為禁止規制地区の改廃について(小委員会報告)
 - ④ 10月度、11月度、12月度の指導計画(案)について

第3回 平成27年12月10日(木)

- 議 題 ① 各地区の概要と状況報告について
- ・センターから9月度～11月度の状況報告
 - ・法人業界の議員からの報告
 - ・個人業界の議員からの報告
- ② タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規制地区の改廃について
- ③ 車内及びタクシー乗り場周辺における喫煙行為について
- ④ 1月度、2月度、3月度の指導計画(案)について
- ⑤ 各議員からの提案等について

第4回 平成28年3月24日(木)

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
- ・センターから12月度～3月度の状況報告
 - ・法人業界の議員からの報告
 - ・個人業界の議員からの報告
- ② 課題地区の概要と街頭指導協力について
- ③ 4月度、5月度、6月度の指導計画(案)について
- ④ 各議員からの提案等について

平成27年度 街頭指導会議小委員会 …………… 1回 開催

第1回 平成27年8月31日(月)

- 議 題 「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に係る
規制地区及び規制内容等の改廃について
- ① 違法付け待ち規制地区の廃止(案)
 - ② 違法付け待ち規制地区の追加(案)

2. 街頭指導

(1) 道路運送法に違反する行為の防止と是正のための指導

街頭指導会議において審議された指導計画に基づき、JR・私鉄沿線を中心に指導員により広範囲に巡回し、特に終電時の主要駅周辺における運送の引き受けの拒絶や不正呼び込み行為等、道路運送法に違反する行為の防止と是正指導を実施した。

(2) 規制違反に係る是正指導

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違法付け待ち行為等の違反者に対し是正指導を実施した。

(3) 運転者のマナー・資質向上のための指導

指導員を広範囲に巡回させることにより、タクシー車内での喫煙、ゴミのポイ捨て、立ち小便等運転者のマナーや資質向上のための指導を実施した。特に喫煙についてはタクシー乗り場等に禁煙の看板を掲出し、喫煙等を現認した場合は報告書を事業者へ送付し改善方を求めた。

(4) 羽田空港における指導

羽田空港においては、羽田空港内運用ルールに基づき、運転者の資質向上及び区域外営業などの道路運送法違反防止のため是正指導を実施した。

(5) 利用者及び歩行者の安全確保

繁華街、スクールゾーン等においては、必要に応じ指導員を配置し、所轄警察署と協力し、利用者及び歩行者の安全確保に努めた。

3. 事業者の協力による街頭指導

日常的且つ長期的に街頭指導が必要と認められる地区については、当該地区に関わる法人・個人事業者の協力による街頭指導を実施した。

(1) 日吉駅周辺地区

日吉駅周辺地区においては、法人、個人事業者、所轄警察署、行政区及び地元住民により設定されている、タクシー待機許容台数や運転者のマナーなど運用ルールを遵守するため、各事業者の協力による街頭指導を定期的実施した。

(2) 横浜市大病院（浦舟町）周辺地区及び関内駅北口周辺地区

横浜市大病院周辺地区及び関内駅北口周辺地区においては、違法付け待ち行為の是正のため、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違反事業者の協力による街頭指導を実施した。

(3) 羽田空港

羽田空港国内線タクシー乗り場においては、ゴールデンウィーク期間中、利用者利便のため、計画配車入構事業者の協力による街頭指導を実施した。

街頭指導取扱実績

指導項目	平成 27 年度	前年度(平成 26 年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率(%)
乗車拒否	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
メーター不使用	47 (5.23%)	30 (3.46%)	17	56.67%
メーター操作不適切	4 (0.44%)	3 (0.35%)	1	33.33%
不当運賃・料金収受または請求	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外営業行為	0 (0.00%)	1 (0.11%)	▼ 1	▼ 100.00%
区域外車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不正乗合い行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
運転者証(事業者証)不表示・不携帯	1 (0.11%)	4 (0.46%)	▼ 3	▼ 75.00%
運転者証(事業者証)偽造・隠ぺい	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
未登録運転者乗務	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
呼び込み行為・客引き行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不在車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
違法付け待ち行為	533 (59.29%)	587 (67.63%)	▼ 54	▼ 9.20%
路上待機	65 (7.23%)	156 (17.97%)	▼ 91	▼ 58.33%
指導員に対する暴力行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
事業の信用失墜行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
指導無視	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
職務に関して著しく不適切な行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
ぐ犯車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
空車進入車両(羽田空港)	0 (0.00%)	3 (0.35%)	▼ 3	▼ 100.00%
規制時間外入構車両(羽田空港)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
迷惑行為及び不適切行為(喫煙関係含)	228 (25.37%)	58 (6.68%)	170	293.10%
タクシー乗り場入構規制無視	4 (0.44%)	0 (0.00%)	4	—
表示関係取扱不適切	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
社名表示、地域表示・不表示	17 (1.89%)	26 (2.99%)	▼ 9	▼ 34.62%
その他	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
合 計	899 (100%)	868 (100%)	31	3.57%

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る違反件数

指導項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
違法付け待ち行為	36	37	44	43	53	41	53	28	27	58	63	50	533
羽田空港空車進入車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タクシー乗り場等入構規制無視	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	4
指導無視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	36	37	44	43	53	42	53	29	28	59	63	50	537

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る累積点数2点到達者数及び適正化研修修了者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
累積点数2点到達者数	5	6	6	7	5	3	6	3	4	11	8	6	70
適正化研修修了者数	7	3	4	6	6	5	5	5	2	5	8	10	66

違法付け待ち重点地域別街頭指導出動回数

《横浜地区》

出動場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
上大岡駅前周辺	17	18	20	19	10	15	20	16	9	12	17	22	195
菊名駅周辺	19	12	15	12	18	15	10	10	9	8	15	12	155
横浜市大病院周辺	15	16	21	19	19	15	10	10	10	8	8	18	169
元町中華街駅周辺	3	2	4	2	4	3	1	3	4	4	5	4	39
黄金町駅周辺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
たまプラーザ駅周辺	12	8	11	10	14	9	9	8	2	8	7	10	108
横浜駅東口周辺	8	7	6	8	8	7	7	5	5	6	7	6	80
横浜駅西口周辺	14	9	13	12	7	11	8	9	8	8	12	10	121
鶴見駅周辺	5	7	7	6	4	2	5	8	5	3	6	6	64
桜木町駅周辺	8	7	6	5	6	6	7	5	5	5	7	6	73
石川町駅南口周辺	7	6	9	7	6	7	9	6	2	2	1	4	66
関内駅周辺	10	9	9	5	5	5	4	5	7	2	3	6	70
合 計	119	102	122	106	102	96	91	86	67	67	89	105	1,152

《川崎地区》

出動場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
川崎駅東側周辺	8	6	12	13	16	12	10	14	6	11	14	15	137
合 計	8	6	12	13	16	12	10	14	6	11	14	15	137

《横須賀地区》

出動場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
横須賀中央駅周辺	7	5	7	7	8	6	7	7	7	7	7	7	82
京急久里浜駅周辺	7	5	7	7	8	6	7	7	7	7	7	7	82
合 計	14	10	14	14	16	12	14	14	14	14	14	14	164

《羽田空港》

出動場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
羽田空港	13	9	8	9	6	8	9	8	6	7	9	9	101

《 苦情、調査関係業務 》

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情・要望等に対し、迅速、適切な処理に努めた。

平成 27 年度の苦情取扱件数は、1,183 件であった。

取扱件数の内訳は、接客態度不良が 651 件で最も多く全体の 55.03%を占め、次いで道路上でのマナー関係 181 件(15.30%)、喫煙関係 77 件(6.51%)、迂回走行 70 件(5.92%)、乗り場関係 65 件(5.49%)、乗車拒否 55 件(4.65%)の順となる。

- (1) タクシー利用者から寄せられた苦情については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求め、違法行為の防止及び是正指導を強力に推進した。
- (2) 関係機関及び地域住民から寄せられた苦情については、繁華街のほか、主要駅における空車タクシーに起因する通行妨害等の交通問題が多く、主に関係機関からの排除要請によるものを指導員と連携して対応した。
ゴミ投げ捨て等の社会的マナーに関する内容については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し、改善を求めた。
- (3) 要望については、神奈川県タクシー協会各支部及び神奈川県個人タクシー協会に連絡し、対応を求めた。
- (4) 問合せについては、タクシーに関わる情報の収集に努め、適切に対応した。

苦情・要望・問合せ 取扱件数

◎苦情（違法行為・その他）

項 目	平成 27 年度	前年度(平成 26 年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率 (%)
乗車拒否	55 (4.65%)	50 (4.39%)	5	10.00%
途中下車強要	6 (0.51%)	16 (1.40%)	▼ 10	▼ 62.50%
不当運賃・料金収受・請求	2 (0.17%)	7 (0.61%)	▼ 5	▼ 71.43%
迂回走行	70 (5.92%)	70 (6.14%)	0	0.00%
メーター不使用	5 (0.42%)	7 (0.61%)	▼ 2	▼ 28.57%
メーター操作不適切	2 (0.17%)	1 (0.09%)	1	100.00%
接客態度不良	651 (55.03%)	585 (51.31%)	66	11.28%
区域外	5 (0.42%)	6 (0.53%)	▼ 1	▼ 16.67%
運転者証不表示・隠ぺい	0 (0.00%)	1 (0.09%)	▼ 1	▼ 100.00%
表示関係取扱不適切	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
暴力行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
呼び込み・客引き行為	2 (0.17%)	1 (0.09%)	1	100.00%
乗り場関係	65 (5.49%)	84 (7.37%)	▼ 19	▼ 22.62%
事故処理関係	0 (0.00%)	10 (0.88%)	▼ 10	▼ 100.00%
道路上でのマナー関係	181 (15.30%)	141 (12.37%)	40	28.37%
事業者/無線室	40 (3.38%)	51 (4.47%)	▼ 11	▼ 21.57%
喫煙関係	77 (6.51%)	79 (6.93%)	▼ 2	▼ 2.53%
その他	22 (1.86%)	31 (2.72%)	▼ 9	▼ 29.03%
合 計	1,183 (100%)	1,140 (100%)	43	3.77%

その他についての主な内訳

- ・乗り場で乗務員同士がけんかをしている
- ・待機場で乗務員が鳩に餌を与えている
- ・マンション前、自宅前、車庫前にタクシーが無断駐車
- ・窓からゴミを捨てていた
- ・病院で救急車が来ているのに、乗客を降ろすことを優先した
- ・マンションの敷地内で立小便をしている

○要望 件数 7件

主な内容

- ・新川崎駅UD乗り場に常にタクシーが居るようにして欲しい
- ・乗り場に表示してある現在使われていない事業者の電話番号を削除して欲しい
- ・乗り場に配車可能な事業者の電話番号を載せて欲しい
- ・乗り場の清掃をして欲しい

◎問合せ

項 目	件 数	構 成 比
予約(早朝・迎車)	40	8.57%
割引及びクーポン券	43	9.21%
料 金	121	25.91%
領収書	87	18.63%
事業者の連絡先について	56	11.99%
ミニバン・UDタクシーについて	68	14.56%
その他	52	11.13%
合 計	467	100.00%

その他についての主な内訳

- ・陣痛 119 番を行っている事業者
- ・羽田定額の金額、申込み方法について
- ・ペットを連れての乗車の仕方
- ・成田定額の金額、申込み方法について
- ・観光タクシーの内容について
- ・介護タクシーを行っている事業者
- ・事故について
- ・福祉タクシーを行っている事業者
- ・タクシー代行を行っている事業者
- ・車椅子での乗車の仕方
- ・便利（お使い代行）タクシーについて
- ・おでかけ GO（高齢者支援）タクシーについて

《 法人タクシー事業者の評価制度 》

法人タクシー事業者のサービス改善、向上及び利用者利便の向上に資することを目的とする法人タクシー事業者の評価制度の評価規程に基づき、厳正な審査により事業者の評価を行った。

優良事業者については、センターのホームページ等により公表するとともに、『優良』表示板を配布することにより選択性の向上を促進した。

- ・ 優良事業者数 104 社
- ・ 車両数 6,634 両

《 遺失物関係業務 》

遺失物関係業務においては、タクシー利用者から遺失物の問合せを受付け、事業者からの拾得報告と照らし合わせ、発見に努め、サービス向上及び利便の確保に努めた。

平成 27 年度の遺失物受付件数は 7,611 件であった。

受付件数の内訳は、携帯電話が 3,091 件で最も多く、次いで財布 1,178 件、カバン 563 件、鍵 486 件、手提袋 286 件の順となる。

事業者からの拾得報告の件数は 7,752 件あり、利用者に返還された件数は 4,953 件で、返還率は 63.89%であった。

受付・拾得報告・返還 品目別件数

品 目	受 付	拾得報告	返 還
携帯電話	3,091	3,109	2,676
財 布	1,178	557	408
カバン	563	155	122
鍵	486	439	239
手提袋	286	146	80
定期券	282	263	173
紙 袋	263	122	76
衣 類	231	316	139
傘	117	626	201
貴金属	74	45	20
ハンドバック	44	57	44
カメラ	25	19	14
現 金	14	20	11
免許証	12	42	37
その他	945	1,836	713
合 計	7,611	7,752	4,953

《 研修関係業務 》

研修関係業務においては、適正化研修を主として行い、関東運輸局から命令を受けた者に対する命令講習・命令研修については必要に応じて行うこととしている。

また、外国人旅客に対する接客向上を目的として、「外国人旅客接客研修」を試行的に実施した。

1. 適正化研修

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づいて付された違反点数の累積が2点以上に達したタクシー運転者等を対象とする適正化研修を、講習の初日、2日目に組み入れて実施した。

研修は地理を除く法令、安全、接客を主体とし、タクシー運転者としての基本事項の再確認を含めて行い、受講者は66名であった。

2. 命令講習・命令研修

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき関東運輸局から講習の受講命令を受けた運転者等を対象とする命令講習、及び、道路運送法第27条第2項の規定に基づき関東運輸局から研修命令を受けた運転者等を対象とする命令研修については、平成27年度は対象者が居なかった。

3. 外国人旅客接客研修

平成32年に行われる東京オリンピック・パラリンピックに向け増加が予想される外国人旅行者に対する接客向上を目的として、「外国人旅客接客研修」を試行的に2回実施し、97名が受講した。

研修は外部から講師を迎え3時間からなる内容で、外国人講師によるネイティブな発音に触れながら、タクシー営業に必要な基本的な挨拶や横浜地域の具体的な施設・場所の言い方、料金收受の際の注意点などを中心に進め、実際の接客を想定したロールプレイングを交え実施した。

《 乗り場施設関係業務 》

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組んだ。

UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの普及に伴い、専用タクシー乗り場及び専用待機レーンを設置した。

また、東京国際空港内タクシー乗り場における優良タクシー乗り場や定額運賃専用乗り場を設置するなど、利用者の利便向上、サービス向上に努めた。

タクシー乗り場の上屋等タクシー乗り場施設の新設に対する要望については、利用実態を考慮し、道路管理者等に積極的に働きかけた。

さらに、老朽化したタクシー乗り場施設の建て替えや補修等については、安全性を確保するため積極的に実施し維持管理に努めた。

1. タクシー乗り場の新設等

- (1) 鶴見駅東口駅前広場整備計画に伴い、タクシー乗り場を新設、平成 27 年 7 月 10 日より運用を開始した。
- (2) 岩戸団地内タクシー待合所を再整備し、岩戸団地タクシー乗り場を新設、平成 28 年 3 月 20 日より運用を開始した。
- (3) 横浜駅西口駅前整備計画に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (4) 関内駅北口駅前広場整備計画に伴うタクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (5) 金沢文庫駅西口駅前広場整備計画に伴うタクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。
- (6) 山手駅前広場整備計画に伴うタクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。

2. UDタクシー普及推進への協力

- (1) 横浜市立みなと赤十字病院に、UDタクシー専用待機場及び専用待機場を新設した。
- (2) 新川崎駅前広場に於ける一時休止していたUDタクシー専用乗り場の再整備を実施した。

3. 優良タクシー乗り場及び定額運賃専用乗り場設置への取り組み

- (1) 羽田空港国際線タクシー乗り場を優良タクシー乗り場として、平成 27 年 4 月 1 日より運用を開始した。
- (2) 羽田空港国内線タクシー乗り場を定額運賃専用乗り場として、平成 27 年 4 月 6 日より運用を開始した。

4. タクシー乗り場施設の新設等

- (1) 新百合ヶ丘駅北口タクシー乗り場に上屋を設置した。
- (2) 戸塚駅西口第一交通広場内タクシー乗り場にベンチを設置した。
- (3) 新川崎駅前広場UDタクシー専用乗り場に待機枠設置工事を実施した。
- (4) 武蔵新城駅タクシー乗り場の車道かさ上げ工事を実施した。
- (5) 新杉田駅タクシー乗り場にスロープを設置した。
- (6) 羽田空港国際線タクシー乗り場に、タクシー待機状況を知らせるメール配信システムを設置した。

5. タクシー乗り場施設の維持管理等

- (1) タクシー乗り場上屋の改修工事を実施した。
 - ① 新子安オルト横浜タクシー乗り場
 - ② 桜木町駅タクシー乗り場
 - ③ 東戸塚駅東口タクシー乗り場
 - ④ 洋光台駅タクシー乗り場
 - ⑤ 保土ヶ谷駅東口タクシー乗り場
 - ⑥ 十日市場駅北口タクシー乗り場
 - ⑦ 鴨居駅南口タクシー乗り場
 - ⑧ 新杉田駅タクシー乗り場
- (2) タクシー乗り場標識の改修工事を実施した。
 - ① 横浜駅東口タクシー乗り場
- (3) タクシー乗り場標識及び案内板の取換えを実施した。
 - ① 港南台駅タクシー乗り場
 - ② 日吉駅東口タクシー乗り場
 - ③ 本郷台駅タクシー乗り場
 - ④ 鶴見駅東口タクシー乗り場
 - ⑤ 新横浜駅篠原口タクシー乗り場
 - ⑥ 十日市場駅北口タクシー乗り場

6. タクシー乗り場案内の充実及びタクシー利用客の安全確保

主要駅等タクシー乗り場に誘導員を配置し、タクシー利用客の案内及び誘導に努めた。
また、誘導員によるタクシー待機場内及びタクシー乗り場周辺における定期清掃を実施、環境美化に努めた。

誘導員を配置するタクシー乗り場

- ① 横浜駅西口・東口タクシー乗り場
- ② 新横浜駅タクシー乗り場
- ③ 桜木町駅タクシー乗り場
- ④ 戸塚駅東口タクシー乗り場
- ⑤ 戸塚駅西口第一・第二交通広場内タクシー乗り場
- ⑥ 横須賀若松町、旧西友横及びりそな銀行前タクシー乗り場

《 総務関係業務 》

総務関係業務においては、理事会をはじめとした各会議を適宜開催し、審議の結果を業務に反映させ円滑な業務運営を図った。

業務を遂行するために適切な人員の配置を行い、適正な予算の執行に努めるとともに必要に応じて諸規程の見直しを行い、適正な改定を行った。また、外部研修への参加により知識向上を図ることに加え、来訪者への応対やマナーの向上に努めた。

タクシー利用者及びタクシー事業者に対しては、ホームページにより業務内容の周知及び情報の提供に努めた。

1. 会 議

平成 27 年度は、次の通り会議を開催した。

(1) 理事会 …………… 7 回 開催

第 1 回 平成 27 年 6 月 22 日 (月)

- 議 題
- ・平成 26 年度事業報告及び収支決算等について
 - ・登録事務等の実施に関する規程の一部改訂について
 - ・法人タクシー事業者の評価規程に基づく優良事業者の公表について

第 2 回 平成 27 年 6 月 23 日 (火)

- 議 題
- ・代表理事の選定について

第 3 回 平成 27 年 8 月 5 日 (水) 書面決議による

- 提案事項
- ・登録諮問委員の選任の件

第 4 回 平成 27 年 8 月 27 日 (木) 書面決議による

- 提案事項
- ・諸規定の制定及び改定に関する件
 - ・平成 27 年度 登録事業 事業計画及び収支予算に関する件

第 5 回 平成 27 年 9 月 11 日 (金) 書面決議による

- 提案事項
- ・各事業計画及び収支予算の一部変更に関する件

第 6 回 平成 27 年 11 月 16 日 (月) 書面決議による

- 提案事項
- ・タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程の件

第 7 回 平成 28 年 3 月 15 日 (火)

- 議 題
- ・平成 28 年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 - ・平成 28 年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 - ・平成 28 年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
 - ・平成 28 年度 登録事業 A 事業計画及び収支予算について
 - ・平成 28 年度 登録事業 B 事業計画及び収支予算について
 - ・適正化事業諮問委員会委員の選任について

(2) 評議員会 3回 開催

第1回 平成27年 6月23日(火)

- 議 題 ・平成26年度事業報告及び収支決算等について
・理事及び監事の選任について
・定款の変更について

第2回 平成27年 9月11日(金) 書面決議による

- 提案事項 ・各事業計画及び収支予算の一部変更に関する件

第3回 平成28年 3月24日(木) 書面決議による

- 提案事項 ・計算書類等の承認の件

(3) 適正化事業諮問委員会 3回 開催

第1回 平成27年 6月11日(木)

- 議 題 ・平成26年度 適正化事業 事業報告及び収支決算等について
・平成26年度 地理試験事務 事業報告及び収支決算等について

第2回 平成27年 9月11日(金) 書面決議による

- 提案事項 ・事業計画及び収支予算の一部変更に関する件

第3回 平成28年 3月11日(金)

- 議 題 ・平成28年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
・平成28年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
・平成28年度 試験事務 事業計画及び収支予算について

(4) 街頭指導会議 4回 開催

開催日及び議事の内容等については、《指導関係業務》に記載。

(5) タクシー事業者評価制度委員会 1回 開催

第1回 平成27年 6月 5日(金)

- 議 題 ・平成26年度 法人タクシー事業者の評価について

2. 委員等の変更

平成27年度において、次の通り変更があった。

理事

志 村 裕 退任 平成27年 6月23日

菊 池 尚 新任 平成27年 6月23日

監事

関 光 一 退任 平成27年 6月23日

鳥 海 衡 一 新任 平成27年 6月23日

適正化事業諮問委員

鎌田 良一	退任	平成27年 6月 11日
増田 淳	新任	平成27年 6月 11日

3. 組織運営

限られた人員において業務を遂行するため、業務内容を考慮し適切な人員の配置を行うとともに、適正に予算を執行し経費の節減に努めた。

改正タクシー運転者登録制度の実施に向け、登録事業Aについては、『登録事務等の実施に関する規程』の改定、登録事業Bについては、『登録事務等の実施に関する規程』を制定し、『運転者研修所運営規定』、『輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（旧 地理試験）の事務規程』についても改定を行った。

違法付け待ち行為における付け待ち禁止地区の廃止及び追加に伴い、『タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程』の改定を行った。

4. 職員の資質の向上

国土交通省自動車局安全政策課による自動車監査業務〔基礎〕研修に職員1名を聴講生として参加させ、関係業務に係る知識の向上を図った。その他、業務に係る資質に加え、来訪者への応対やマナー等の向上に努めた。

5. 広報関係

ホームページにおいて、センター概要をはじめ、タクシー利用者及びタクシー事業者に対して業務内容を周知することに加え、新設乗り場の情報や利用者等からの要望を引き続き掲載し、利用者及び事業者への情報提供を行った。

また、苦情や遺失物の受け付けも行い、利用者の利便の向上を図っている。

6. 災害対策

職員及び来訪者等の安全確保・帰宅困難等への対策として、防災用品及び非常食等を拡充し、災害の発生に備えた。